

立教大学紫光会会則

平成七年五月二十八日施行
令和三年六月三十日改正・施行

第一章 総則

- 第一条 本会は、立教大学紫光会と称する。
- 第二条 本会の事務所を立教大学体育会剣道部に置く。
- 第三条 本会は、剣道を通じて会員相互の親睦をはかると共に、立教大学体育会剣道部の健全なる発展に寄与することを目的とする。
- 第四条 本会は、前条の目的を達成するため、委員会の決議により必要と認めた事業を行うことができる。

第二章 会員

- 第五条 本会の会員は、次の会員をもって構成する。
- 一 正会員とは、立教大学体育会剣道部に在籍し、卒業した者をいう。
 - 二 特別会員とは、立教大学体育会剣道部のため特に貢献された者にて正会員五名以上の推薦により委員会において承認された者をいう。
 - 三 名誉会員とは、歴代の剣道部長及び師範をいう。

第三章 役員

- 第六条 本会に次の役員を置く。
- 一 会長 一名
 - 二 副会長 三名以内
 - 三 事務局長 一名
 - 四 委員 若干名
 - 五 監事 二名以内
- 第七条 各役員の役割は、次のとおりとする。
- 一 会長 本会を代表し会務を統括し、かつ総会及び委員会の議長となる。
 - 二 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 三 事務局長 会務の運営を総括する。
 - 四 委員 会務の円滑なる運営に当たる
 - 五 監事 本会の会計を会計年度毎に監査し、総会及び委員会に報告する。
- 第八条 会長、副会長及び監事は、総会において正会員の中から選出する。
- 第九条 事務局長及び委員は、正会員の中から会長が指名する。
- 第十条 役員任期は、二年とする。但し再任を妨げない。
- 2 補充された役員任期は、他の役員残任期間と同一とする。

立教大学紫光会会則

第四章 総会

第十一条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

第十二条 定期総会は、毎年六月までに会長がこれを招集する。

2 臨時総会は、委員会において必要と認めた場合に会長がこれを招集する。

3 前1項及び2項の場合において、やむをえない事情があると認めるときは、委員会の決定に基づき、書面開催等、集会以外の適当な方法によることができる。

第十三条 定期総会には、次の事項を提出し、その承認を得なければならない。

一 前年度活動及び決算・監査報告

二 当年度活動計画及び予算

三 委員会の決議により承認を必要とする重要事項

第十四条 定期総会には、次の事項を提出し、報告しなければならない。

一 委員会で決議された事項

二 委員会での検討により報告を必要とされた重要事項

第十五条 総会の決議事項は、出席会員の過半数を以て採決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。ただし、会則改正の決議は出席会員の三分の二以上の同意を要する。

第五章 委員会

第十六条 委員会は、会長、副会長、事務局長、委員及び監事をもって構成する。

第十七条 委員会は、会務の運営に関する重要事項及び総会提出の議案を審議決定する。

第十八条 委員会は、役員の中より次の担当を選出決定する。

一 事業担当

二 学連担当

三 総会担当

四 広報担当

五 会計担当

第十九条 委員会は、次に定める手続により、学生指導体制の構成員を選出する。

なお、学生指導体制の任期は二年とし、再任は妨げない。

一 師範 委員会の推薦に基づき、剣道部長が任命する。

二 監督 現監督が推薦する次期監督候補を中心に、委員会が選考し、剣道部長が承認の上、大学からの委嘱を受ける。

三 コーチ 監督が推薦する候補者を中心に、委員会が選考し、剣道部長に報告の上、大学からの委嘱を受ける。

第二十条 委員会は、会長が必要と認めた場合、会長がこれを招集する。

第二十一条 委員会の決議事項は、出席者の過半数をもって採決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

立教大学紫光会会則

第六章 会費及び会計

第二十二條 本会の維持費は、一般会計として年会費、寄付金及び雑収入をもって充てる。

第二十三條 正会員は、会費として一年 10,000 円を本会に納入しなければならない。

第二十四條 本会は、委員会が必要と認めた場合、一般会計とは別に特別会計を設けることができる。

1 特別会計は、主に本会が主催・共催・協賛等による事業収益等をもって構成する。

2 一般会計と特別会計間での入出金については、委員会の承認をもって行う。

第二十五條 本会の会計年度は、毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第七章 雑則

第二十六條 本会則に規定しない事項は、委員会の決議をもってこれを定めることができる。

第二十七條 会員は、本会に書面をもって通知することにより退会することができる。

第二十八條 会員で本会、立教大学体育会剣道部及び立教大学の名誉を毀損する所為があった場合は、委員会の決議により除名することができる。

付則 一 会則が改正されたときは、その改正部分は特別の定めのない限り、改正の日から効力を生ずるものとする。